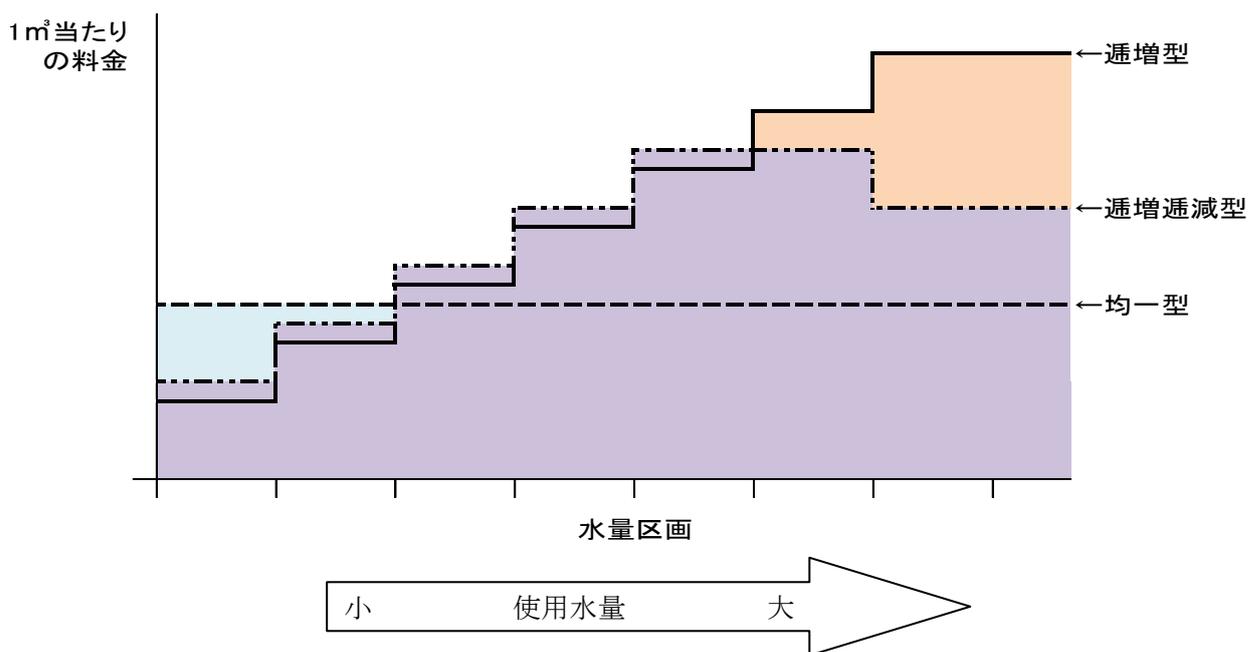


2. 料金体系の設定（水道料金のあり方）

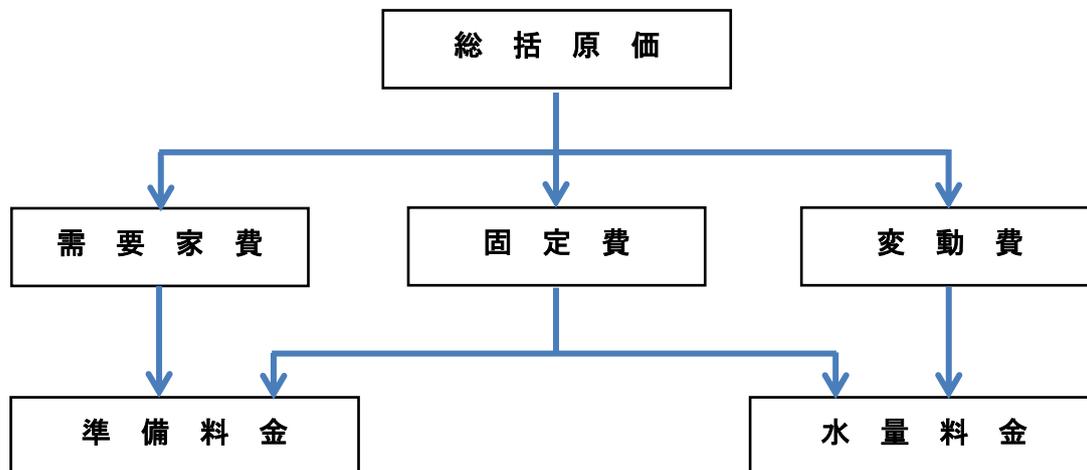
(1) 料金体系の現状

(資料2、3)

	水道	下水道
基本原則	固定的に必要な経費を需要水量の大きさによって差をつける口径別準備料金で、また、サービスの使用量により増減する経費を水量料金で徴収する二部料金制	使用水量のみの単一料金体系
基本料金(準備料金)	メータ口径別の基本水量なし(準備料金のみ)	基本料金に(1カ月当たり10m ³)を含む
水量区画	特殊用を除くと7段階	基本水量分を含め8段階
水量料金と超過料金	生活用水を低廉かつ安定的に供給するという事業本体の目的から、一般家庭用で負担を低く抑える一方、大口事業者については、地下水から府営水道への転換を促す観点から段階別の逦増逦減型を採用	水量を抑制する逦増型を採用



◎原価の分解と配分（準備料金と水量料金の配分）



原価の分解

総括原価を、原価の性質に応じて次のように分解

費 目	定 義
需要家費	水道の使用量とは関係なく、需要家の存在自体により必要とされる固定的経費で、量水器や検針徴収関経費等
固定費	水道の使用量とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に必要とされる経費で、施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等（府営水道の受水費も含まれる）
変動費	水道の実使用に伴い発生する経費で、薬品費、動力費等

◎原価の配分

分解した原価を、準備料金と水量料金に配分

○ 準備料金

各需要者の実使用水量とは関係なく、水道サービスの供給準備のために必要な原価として、各需要者に賦課する定額料金

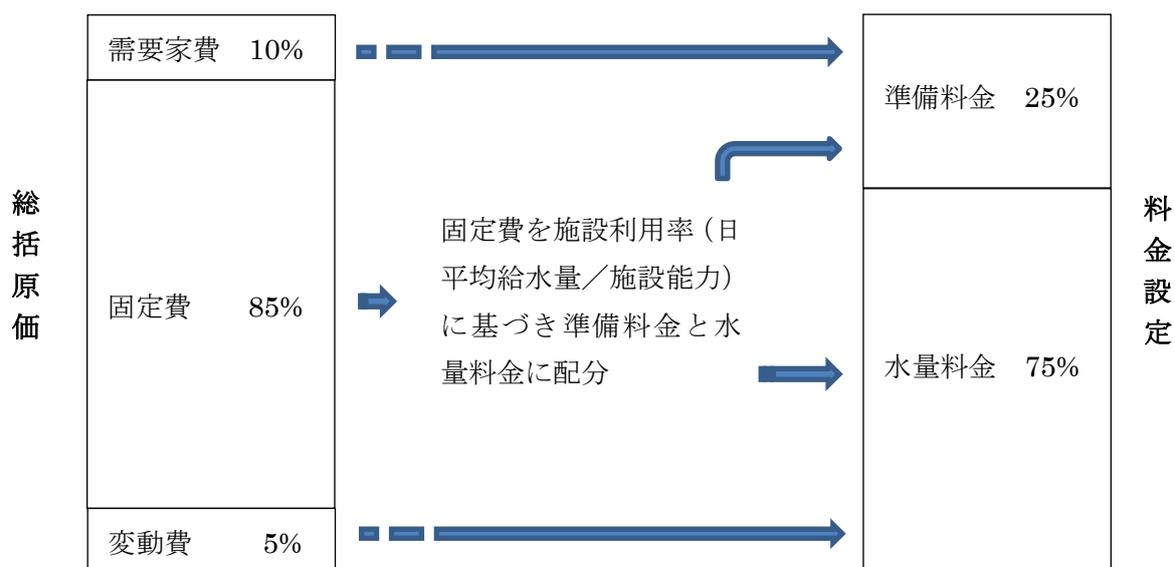
○ 水量料金

各需要者の実使用水量に応じて回収すべき原価として、給水量単位当たり賦課される料金

◎費目別の原価の配分の基準

費 目	配 分 の 基 準
需要家費	全額を準備料金に配分
固 定 費	経費の性質上、全額を準備料金に配分すべきであるが、定額部分のウェイトが著しく高くなることから、固定費の相当部分を水量料金に配分
変 動 費	全額を水量料金に配分

(総括原価と料金設定のイメージ)



(2) 料金体系の課題と見直しの方向

① 料金体系の統一

【課題】

水道と下水道で水量区画や逡増度が統一されていないことから使用者に分りにくい料金体系となっています。(資料4)

【見直しの方向】

水道が二部料金制で下水道が使用水量のみの単一料金体系と基本原則が異なることからすべてを統一することは難しいと思われませんが、可能な限り統一することが望まれます。

② 水量区画

【課題】

本市及び京都府下近隣市町の水道料金の水量区画は、基本水量有りの事業体では5から9段階、本市は基本水量無しの準備料金のみで7段階としていますが、本市と同様の事業体では4から8段階となっています。

また、特に本市では、31~100 m³と101~3,000 m³及び3,001~10,000 m³は3区分を設定していますが、水量単価は同額となっています。

(資料4、5)

【見直しの方向】

近年における水使用の実態や水量区画をしているものの同一の水量単価となっている現状から、水量区画を統合するか水量単価に段階を設けるのが現実的と考えます。

上下水道料金表（1 箇月分、税抜額）

水道料金表 (H23 年 4 月 1 日改定)		
	口径	円
準備料金	φ 13	910
	φ 20	1,120
	φ 25	2,400
	φ 30	4,300
	φ 40	10,000
	φ 50	45,000
	φ 75	95,000
	φ 100	200,000
	φ 150	400,000
水量料金	1～10m ³	85
	11～20m ³	135
	21～30m ³	240
	31～100m³	290
	101～3,000m³	290
	3,001～10,000m³	290
	10,001m ³ 以上	240
	特殊用	440

下水道料金表 (H16 年 4 月 1 日改定)		
	水量	円
基本料金	0～10m ³ まで	800
超過料金	11～15m ³	85
	16～30m ³	100
	31～100m ³	110
	101～500m ³	115
	501～1000m ³	135
	1,001～5,000m ³	160
	5,000m ³ 以上	185

(京都府営水系別場へ水道料金比較表)

別紙をご覧ください。

③ 準備料金と水量料金の配分

【課題】

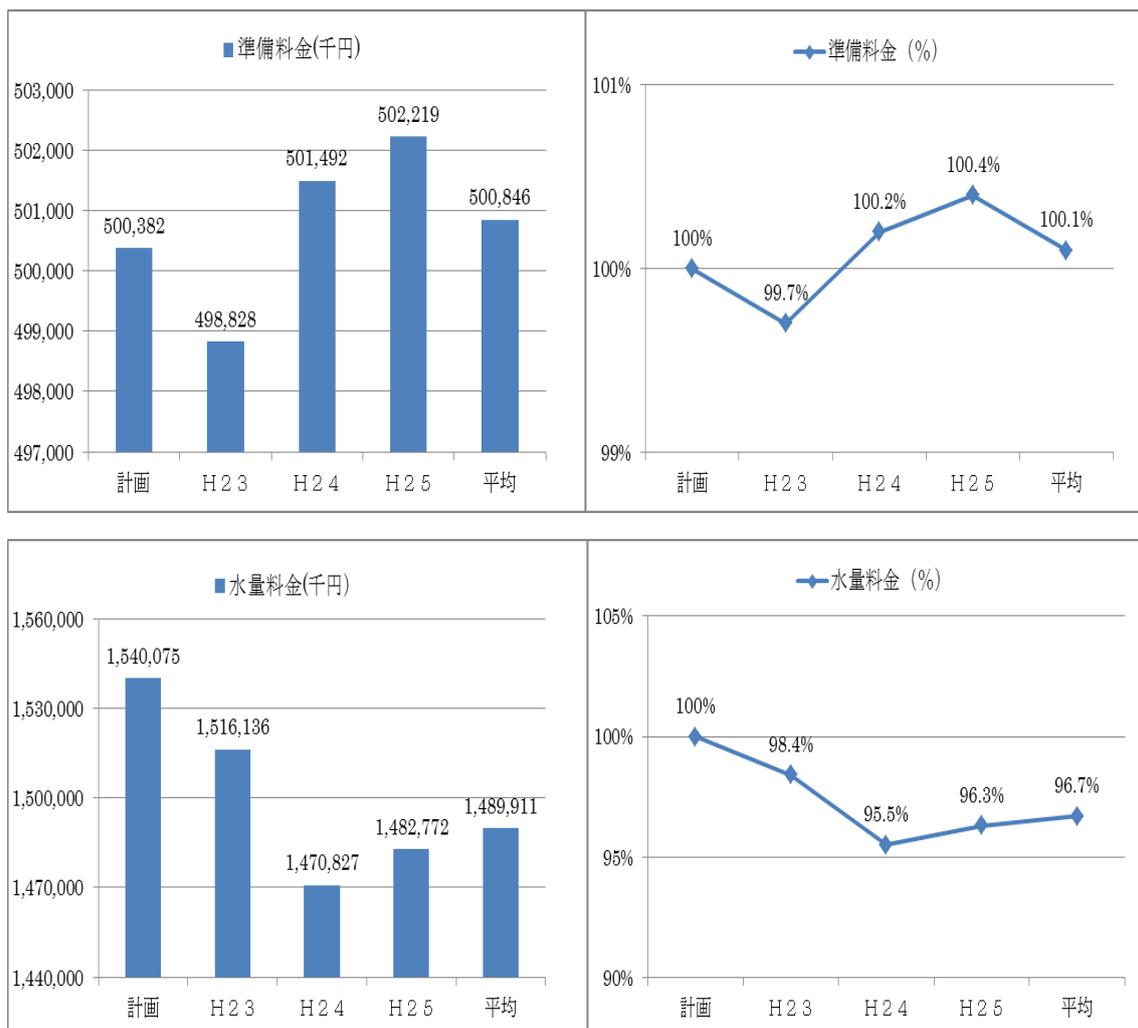
水道事業は固定費(施設の維持管理費や減価償却費、支払利息等)の割合が非常に高く、その金額を準備料金として回収した場合、準備料金が著しく高額となるため、固定費の相当部分を水量料金から回収することで、生活水の低廉化を図ってきました。

中期経営計画と実績を比べると、準備料金は概ね計画額を確保できているものの、水需要が減少傾向にあるため、水量料金は計画額より下回り、水量料金からは固定費を適切に回収することが難しくなっています。(資料6)

【見直しの方向】

水需要が減少傾向にある中で、水道事業を将来にわたって安心・安全・安定的な事業経営を維持していくためには、固定費の準備料金と水量料金への配分を見直し準備料金への配分割合を高める必要があります。

資料6



④ 口径区分

【課題】

平成10年以降、新築等の新規申し込みはφ20mmしか認めていません。また、既設のφ13mmについても、建て替え時にはφ20mm以上への口径変更しか認めていません。

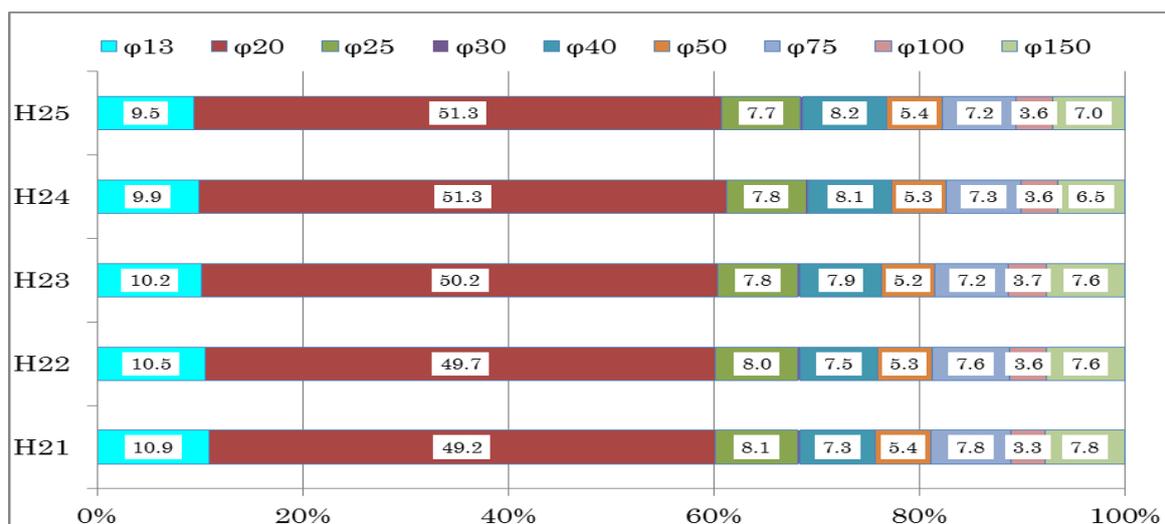
なお、小口径の1か月あたりの平均使用水量は、φ13mmとφ20mmとでは、それぞれが約16m³と約19m³であり、使用水量には大きな差がありません。
(資料7、8)

【見直しの方向】

小口径のφ13mmとφ20mmの給水管を準備料金の面でφ20mmに統合することが望まれますが、その一方で、φ13mmの契約者のみが料金値上げとならない配慮が求められます。

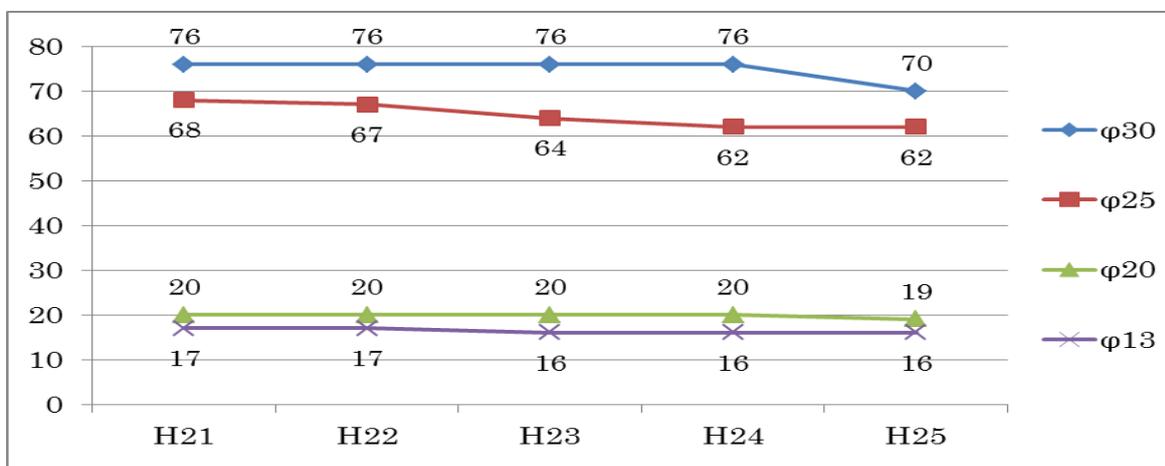
口径別有収水量占有率の推移(%)

資料7



口径別1件当たり平均有収水量の推移(m³/月)

資料8



⑤ 用途区分

【課題】

本市では、集合家事用について、下表のとおり準備料金割引制度を設けています。

これは、各戸検針及び各戸集金やメータ管理等を行っていないことから、経費分を考慮して控除していることによるものです

一方、水量料金においては、全戸数が平均化して使用したこととみなし、水量の平準化によるスケールメリットが生かされることなどから、京都府下の他市町では集合家事用の準備料金割引制度は設けられていません。

なお、集合家事用の使用水量（1,347 千 m^3 ）は、家庭用での使用水量全体（6,708 千 m^3 ）の約 20%を占めており、料金収入減の要因の一つとなっています。（資料9）

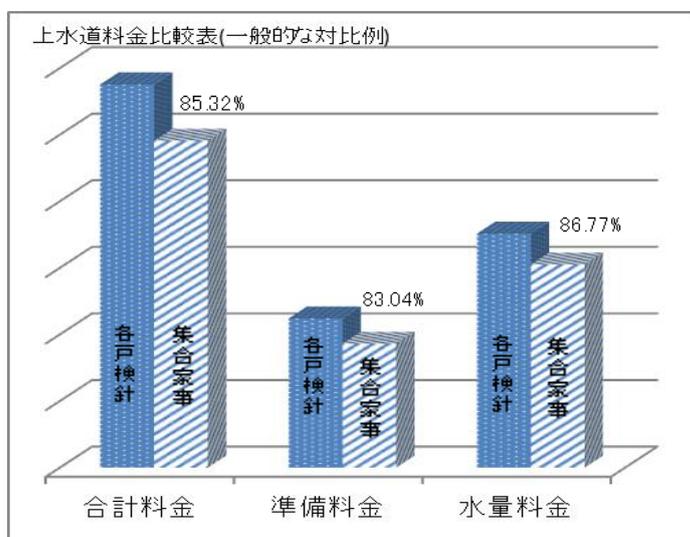
	集合家事用	一般家事用	控除額
φ 1 3 mm	720 円	910 円	190 円
φ 2 0 mm	930 円	1,120 円	190 円

（1 箇月当たりの準備料金控除額）

【見直しの方向】

集合家事用と一般家庭用について、料金負担の公平性から改定時には、集合家事用準備料金の割引額を減額する方向での検討が必要です。

資料9



集合家事用の一般的な平均使用量は2ヵ月30 m^3 となっています。
集合住宅の6割が平均使用水量とし、平均以上、以下をそれぞれ2割としたモデルケースで算定したものです。

⑥ 逡増度

【課題】

本来 1 m³ 当たりの単価は使用水量の多寡にかかわらず均一にすることが望ましいのですが、かつて需要抑制の必要性や生活用水の低廉化の要請などの政策的な配慮から、多くの水道事業者で逡増料金制を導入しています。本市では、大口事業者等による地下水利用への転換の抑制や水道への再転換を目指して逡増逡減型の料金としていますが、水量料金単価が高額になっているため、その効果を認めるに至っていません。
(資料 4、10)

【見直しの方向】

会社・工場用等の大口径の使用水量の減少が著しいことから、準備料金への配分割合を高めるとともに、水量料金における逡増度を引き下げる必要があります。

資料 10

長岡京市の水道料金改定に伴う逡増度の推移

改定時期	料金改定率	逡増度	備考
昭和 47 年 4 月 1 日	75.10%	5.50 倍	逡増型
昭和 50 年 10 月 1 日	59.20%	5.00 倍	逡増型
昭和 52 年 4 月 1 日	13.60%	6.00 倍	逡増型
昭和 56 年 4 月 1 日	42.70%	4.50 倍	逡増型
昭和 59 年 4 月 1 日	18.30%	4.20 倍	逡増型
平成 10 年 4 月 1 日	5.00% 【消費税分】	4.20 倍	逡増型
平成 13 年 4 月 1 日	29.05%	4.31 倍 (3.69 倍)	逡増逡減型
平成 17 年 4 月 1 日	15.27%	3.56 倍 (2.89 倍)	逡増逡減型
平成 23 年 4 月 1 日	5.14% 【値下げ】	3.41 倍 (2.82 倍)	逡増逡減型

※逡増逡減型料金体系の逡増度かっこ内は、段階別水量の最小と最大の比率

⑦ 地下水利用者の水道水への転換対策

【課題】

全体の水量が減少傾向となる中で、地下水利用率の増加は、給水収益の減となるだけではなく、その給水収益の減が一般の水道使用者の負担増につながる恐れがあります。

その対策として、平成23年3月の料金改定時においては、準備料金の配分割合を22%から2.5%増の24.5%とし、その負担を口径に比べて通常時の使用水量が少なくなってきた口径40mm以上の使用者に求め、同時に、水道水利用への再転換を促すために逡増逡減型を維持しつつ全体的に使用段階別の単価を引き下げ、逡増度も3.56倍から3.41倍としました。

しかし、このような対策をとりましたが、第2回審議会の資料でも説明いたしましたとおり、地下水利用からの転換は進んでおらず、その効果を認めるに至っていません。
(資料11)

【見直しの方向】

水道水利用への再転換を促すには、準備料金を高めるとともに、水量料金における逡増度を一層引き下げる必要があります。また同時に、地下水利用者個々の水利用実態を考慮することが望まれます。

資料11

企業系の上水道及び地下水使用量の推移 (千m³)

